

令和元年度 第2回松山市国民健康保険運営協議会議事録

令和元年10月3日(木) 13:15～

松山市役所別館6階 第1委員会室

出席者 委員(17名中14人)

被保険者代表 : 河野委員 岡本委員 原田委員 今井委員
保険医又は保険薬剤師代表 : 平井委員 牧委員 板野委員
公益代表 : 森本委員 西市委員 加藤委員 垂水委員 大鹿委員
被用者保険等代表 : 北地委員 井花委員

会長 森本委員

議事事項 欠席者の確認(3名)
議事録署名人の指名(垂水委員)

議題 国民健康保険料の軽減の特例について(諮問)
事務局より資料の説明後、質疑を行った。

委員

感想になるが、資料の6ページのところにあるように、平成12年度の介護保険導入時に国保料の激変緩和のためにこのような措置を実施してきたということ、愛媛県内の順位を見ても松山市は安い方であり、全国の中で見ても、とても努力をしていることが分かる。今後このままいくと、大変な赤字になったり、逆転現象が起きるということも分かり、私はとても納得している。

委員

今回のこの措置は必要なことだと思っているが、いくつか質問がある。

まず、国保の保険料自体は上がるが、最後のページの色々な社会保障の充実もあり、色々な世帯やケースがあるとは思いますが、実際負担はどうなるのか。あと、保険料増加の広報について、住民に伝えるにはなかなか分かりにくく難しいと思うが、どのようなことを考えているのか。

事務局

まず、国保料については、今回の審議の通り上乗せ軽減を廃止することで負担の増加になる。国の方針により後期高齢者医療の軽減の廃止も進められるので、後期高齢者医療の保険料も負担は増加する。ただし、最後のページの通り、介護保険料については軽減措置がとられており、

世帯・年齢構成などによって負担の増減は異なる。保険料の負担で考えると、国保と後期高齢者医療は負担増の傾向、介護保険料は軽減措置が継続されているということになる。

2点目の周知について、次回の答申後、条例に関する事柄のため議会の承認を経て、その後詳しく市民の方々に周知を行う予定。その際、広報紙やホームページなど、様々な媒体を活用して丁寧な周知に努めていきたいと考えている。

委員

国の本則どおりの取扱いをするという形で、県単位化による県内保険料の統一をはかる目的からはやむを得ない対応だろうと思う。ただし、現在1割軽減を受けている世帯は所得が少なく、松山市独自で上乘せ軽減を20年余り行ってきたことを踏まえると、この軽減措置を廃止するまでに2ヶ年要するのであれば、その2ヶ年の間は保険料の値上げはできるだけ配慮をして欲しい。そうしなければ、軽減の対象世帯は、軽減の廃止で保険料が上がり、全体の保険料の見直しでまた保険料が上がることになり、二重の重みを感じる。医療費の適正化などに今後積極的に取り組んでいただき、丁寧な対応を行ってほしい。

事務局

了解した。

委員

民生委員をしており、私が対応している方は高齢者がほとんどで、老々介護をしているところなどを回らせてもらっている。消費税も上がり国保料も上がり、本来は上がったのではなく本来の状態に戻したのであるが、本来に戻したというのは、私たちはよく分かるが、高齢者の方たちは、何もかも上がった、生活がしんどい、という風を感じる。本当に分かりやすく伝わるような広報をしてもらいたいというのが一番の願いである。

事務局

了解した。

会長

意見も出尽くしたようなので、諮問を踏まえて、答申の骨子となる部分について、質問も交えながら意見を集約していきたいと思うが、よろしいか。

(委員異議なし)

諮問では、今回の市の独自軽減の廃止は、愛媛県の国民健康保険運営方針に基づく、決算補填目的の一般会計からの繰入の解消を図るためとしている。まず、法律的な観点からみれば、県の運営方針については、制度改正によって、これまでの市町村ごとの運営から都道府県単位の運営に変わり、財政運営の責任主体である都道府県が運営の方針を定め、市町村はその方針

を踏まえた実施に努めることが法律で定められている、ということから、市の国保運営も県の運営方針を踏まえる必要がある、と考えるが、いかがか。

(委員異議なし)

次に、国保運営の観点では、運営が都道府県単位になったことで、将来的な県内の保険料率の統一や、実質的な赤字の解消に向けた取組みなどが求められており、そのためにも、決算補填目的の繰入は解消せざるを得ない、ということからすると、県の運営方針によって広域化や標準化の取組みが求められる以上、決算補填目的の繰入の解消は避けられず、市の独自軽減の廃止はやむを得ない、と考えるが、いかがか。

(委員異議なし)

次に、令和2年度と3年度で段階的に廃止することについては、国が軽減の特例措置を行っている後期高齢者医療制度でも令和3年度までに段階的に廃止されるため、国の政策にあわせて、松山市も同様に、独自軽減の廃止を2段階にして保険料の負担を緩和していることから、諮問の内容は妥当であると考え、いかがか。

(委員異議なし)

次に、答申に付記する事項について、諮問の内容については妥当としつつ、当協議会からの要望を加えてはどうか。案としては、まず1点目は、独自軽減の廃止は多くの世帯に影響するため、令和2年度と3年度の廃止期間については現行の保険料率を据え置くこと、2点目は、財政の健全化を進める以上、医療費や保険給付の適正化、また、保険料や補助金等の収入確保にこれまで以上に取り組むこと、この2点を要望として付記したいと考えるが、いかがか。

(委員異議なし)

異議がないようなので、答申については、国保運営は県の運営方針を踏まえる必要があること、県の運営方針により広域化や標準化の取組みが求められる以上、決算補填目的の繰入の解消は避けられないこと、諮問の内容は妥当で市の独自軽減の廃止はやむを得ないこと、これらを骨組みとする答申とし、付帯意見として、現行の保険料率の据置と、医療費等の適正化や保険料等の収入確保の一層の取組みを要望として付記し、答申案を作成したいと考えるが、異議はないか。

(委員異議なし)

会長

先ほど広報を丁寧に行うという意見があったため、付記の一つに付け加えたいと思うが、いかがか。

(委員異議なし)

それでは、異議ないようなので、次回10月31日に開催する当協議会で、答申案を諮り、結論を得ることとする。

以上で議題は終わるが、何か意見等はないか。

委員

今年の5月だったと思うが、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律というものが通り、その改正の概要の中から、2点ほど市の方に聞きたい。

1つ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等という概要の中に、各市町村において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行うというものがあったが、松山市はどのような準備をしているのか。現在は、介護は65歳からであり一部年齢が重複しているところもあるが、国保から後期高齢者に移行する時などデータがうまく伝わっていないというのが現状。

もう一点、改正の概要の中に、オンライン資格の確認の導入ということがあり、マイナンバーカードの保険証としての利用を令和3年3月から本格運用すると厚生省の方から説明があった。松山市は現在保険証を発行しているが、マイナンバーに移行しても、保険証も発行し両方使えるようにしていくのか。

事務局

1点目の法改正について、これまでも関係部署で情報交換や共有をしているが、10月にガイドラインができる予定となっているため、それを確認して具体的な検討をすすめていきたいと考えている。

2点目のオンライン資格・マイナンバーについて、本市も注目しており、関係部署と協議を持ち、漏れの無い対応を行うよう進めているが、具体的な中身について、国保制度から見たときに不透明な部分が多々あり、こちらも国の動向を注視していこうと考えている。ただ、将来的に保険証と一体化ということが既に確定はしているので、現段階では、マイナンバーカードの取得の周知について、窓口等での案内やちらしを配布するなど、関係課と協力して可能な範囲で被保険者の方に啓発を行っている。

委員

マイナンバーに関して、マイナンバーカードを保険証代わりに使うとなると、医療機関でのオンライン化が必要になってくるが、医療機関では医科で50%、歯科で10%ぐらいしかオンライン化されていないという現状があり、マイナンバーカードだけ持って来た場合に保険資格の確認が非常に難しくなってくる。その部分を色々考えていただけたらと思う。

事務局

了解した。

会長

そのほか意見無いようであれば以上で終了とする。
(委員意見等なし)

(閉会)